司法試験法施行規則第1条(新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目)の改正に関する意見募集の結果について(提出意見一覧)

	選択科目として刑事政策を加えるべきであると考えます。 刑事政策は、旧司法試験科目として選択者が多数に上って 範囲の明確性、体系化・標準化の状況は確固たるものであり 現在の選択科目の選択状況は労働法・破産法という旧試験 事系の科目です。学部から刑事や公法系科目を中心に学んた です。 加えて、刑事政策は、刑事実務に携わる者が必ず修めるへ 更生保護の仕組みを知らずに刑事事件にかかわるのは片手落 加えてもよいくらいだと思われます。 法科大学院における開講数は、司法試験科目になれば増加 開講数は租税法や環境法に劣りませんので、むしろ、なぜ刑 御検討をお願いします。	切 私は、知り合いに弁護士や司法試験の受験者がいる程度で、この分野に関しては全くの素人です。 ただ、裁判員制度がもたらしたように、一般市民の声が何かの役に立つこともあるのではないか、と思 まして意見を書いてみました。 個人的な印象としては、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系) 国際関係法(私法系)の8科目の分類は適切だと考えます。 しかし、合格者の比率を見ると、倒産法・労働法の選択者が圧倒的に多く、司法試験改革の困難さを思 知らされます。 今後その専門家が多く必要となることが予想される、環境法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系の選択者が増えることが望ましく思われます。 受験生の偏りが、もしも出題範囲の広さや難易度に由来するものであるならば、更に細分化されてみてにかがでしょうか。	加 現在選択科目として準備されている8科目については、環境法がやや独立科目としての存在意義に疑問 あることを除き、別段不満はございません。 しかし、刑事政策が選択科目になっていないこと、及び選択科目の中で刑事系科目が全くないことにつ 取 ては、アンバランスではないかと存じます。 国際公法を選択科目より排除しない理由として公法系軽視のそしりを受けかねないとの発言がありま が、同様の理由より刑事政策を選択科目として導入すべきと考えます。 また、選択科目のうち国際私法について申し上げます。国際私法については、現在、所謂国際私法及び 際民訴法の他、国際取引法と試験範囲となっております。 しかし、国際取引法については、どこまでが試験範囲なのかが不明確で、かつてCOGSAが出題され 際もたいし、国際取引法については、どこまでが試験範囲なのかが不明確で、かつてCOGSAが出題され 際もその問題の質に大きな疑問が投げかけられております。このような、不明確な試験範囲を維持するこ は司法試験科目として国際私法を選択するインセンティブを失わせるものではないかと考えます。また、 際取引法がなくなったとしても、国際私法と国際民訴法だけで他科目とのバランスが取ることができる程 の分量はあると確信できます。よって、国際私法より国際取引法を試験範囲から排除すべきと考えます。 以上のとおり、意見を申し上げます。	な (意見の趣旨) おおおい アン (ままま
年出音目の骨子	人を対しているののでは、これであるのののでは、これであるのののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	現在の分類は適せ だが、 更に組分 してはどうか。	・す・神聖・古・神子・神聖王できる。 国田注ををををなる。 多様の法・の後のは、なりをは、なり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	改正の必要はない、明はない。
提 出 者	(個人)	その色(個人)	法科大学院生	弁護士()は、「カン)
卷		Ø	n	4

である。 関する科目を司法試験選択科目として残していただくことを特に強く希望いたします。 なお、上記の結論を導く過程で、以下のような意見が開陳されましたので、御参考までに、その主要な意 見を掲げることといたします。 (1) 現行通り、「国際関係法(私法系)」という科目名を維持することに異存はない。 (2) 選択科目名を「国際関係法(私法系)」に代えて「国際私法」とし、「国際取引法」は別科目とすることが望ましい。「国際取引法」の出題範囲がなお不明確なために、受験生が選択しにくい状況がみられるためである。 (3) 「国際取引法」の出題範囲を「売買(CISG)」に限定し、「決済」と「運送」を出題範囲から除外すべきである。	改正の必要はな 新司法契験の選択科目における国際関係法 (公法系) について、相見を申し上げます。 い。国際関係法(公本系) について、裁判官を始めとする多くの法曹関係者の間における国際法の選集とのようと、国際関係法(人なります。 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	刑事政策を追加す 私は現在,法科大学院の3年に在籍しております。 将来は刑事司法に携わりたいと考え,2年までは刑事系科目を中心に履修しておりました。しかし,新司 法試験の選択科目には刑事系科目が1つもないため,将来的に使う可能性のない選択科目を3年次にまとめて履修し、予備校でも選択科目の講義を受講しています。 数で履修し,予備校でも選択科目の講義を受講しています。 裁判員制度や被疑者国選制度,被害者参加制度などが導入され,刑事弁護人の役割の重要性は増す一方です。旧司法試験時代の選択科目には,刑事政策」がありました。新司法試験において,刑事系選択科目がしつもないのは,おかしいと思います。 一つもないのは,おかしいと思います。
	大学	法科大学院生
	∞ 	9

のが現状です。「国際関係法」を統合するか、どと思います。 と思います。 を決ちの大学でも、司法試験に合わせた講義を 会法科大学院において、よりよい教育のために試 政策」を入れることによって、刑事系科目を充実 起自身の受験には関係ない話となってしまいま きたいと切に願っております。	正の必要にな 国際関係法(公 今回の諮問においては、特に選択科目の変更について意見がなかったよう 系)を存続すべないことについて懸念があったことと理解しています。 委員の方々も指摘されているように、国際公法関係はグローバル化する国である。 ていくものと感じております。私も、2度の箱外留学を経て、そのことを強 国際公法の受験者が少ないのは、恐らく法科大学院のカリキュラムの問題 どれだけ利益があるか、外国語の能力への不安などがあげられるかもしれま 性が低下しているわけではないと思います。 私自身も平成22年度の司法試験で国際公法を選択する予定ですが、受験 で安易に国際公法を受験科目から外すようなことがないようにお願い申し上	2. 国際関係法(私法系)は存続させるべきであるが,その範囲は見直す必要がある。 2. 国際取引法は,国際関係法(私法系)から除き,新たに国際取引法・国際経済さいまである。 3. 国際倒産法は,国際関係法(私法系)に含めるべきである。 4. 以上の結果,国際関係法(私法系)は,家族法及び財産法に関する準拠法の決定数判管轄,外国裁判の承認,国際仲裁,国際倒産を含む)となる。 5. これは,国際的裁判管轄に関する立法作業が進展し,来年には法案の成立が見ちのであり,国際関係法(私法系)の関連法規を適正な量に保つことになる。 ものであり,国際関係法(私法系)の関連法規を適正な量に保つことになる。 6. これは,国際関係法(私法系)の出題が実務から離れることを意味しておらず,の適用結果を問うことを妨げない。	改正の必要はな 送来科目中,国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)について、科目廃止をすべきでいる い。国際関係法(公公法系(国際法)について、受験人数の少なさを理由に廃止の声があるとも聞いておりますが 法系、私法系)を 基準にすることには反対です。 存続すべきである 第1に、国際法については、試験範囲をもっと絞るべきです。他の選択科目の多くが本来の が、出題範囲を縮 ば相当狭めておりますが、国際法は、当初、広げるような発表をしておりそれが解消してお が、出題範囲を縮 ば相当狭めておりますが、国際法は、当初、広げるような発表をしておりそれが解消してお が、出題範囲を縮 は相当狭めておりますが、国際法が国と国との関係を規律している部分については、将来の 第2に、学生の多くは、国際法が国と国との関係を規律している部分については、将来の 関係であると考えております。国際法においても何らかの形で私人(自然人・法人)が関係で あるわけですから、科目としては、それが中心になるべきだと思われます。国際法の理解に あるわけですから、科目としては、それが中心になるべきだと思われます。 あるわけですから、科目としては、それが中心になるべきだと思われます。 あるわけですから、科目としては、それが中心になるべきだと思われます。 第3に、国際法に関する事案は随分と増加しております。 第3に、国際法に関する事案は随分と増加しております。 変げするものであります。
O		1 1 大学関係者	1.2 大学関係者

	2 (第4に、国際化の傾向の中で、将来国際的に活躍する法書が次第に増えていくものと思われます。国際法を身に付けておくことの重要性に対する認識を削ぐべきではありません。 改正の必要はな 後も国際関係法(公社系)は存続させるべきであると考えます。 い。国際関係法(公 後も国際関係法(公社系)は存続させるべきであると考えます。 は下、若干の理由を述べさせていただきます。 は下、若干の理由を述べさせていただきます。 は下、若干の理由をがべきせるべきであると考えます。 は下、若干の理由をがべきせるべきであると考えます。 は、経済のグローバル化とともに国際化の進展は今後もさらに進むと思われる。国際的な経済、人権等の請請項に関する紛争解決が増加している今日、国際関係法(公法系)の理解が実務法書にとってもますます。 は、年に、在留外国人の増加に件い、国際人権法の分野においては、現実に条約の解釈適用が争われる事案も漸増している。人権関係諸条約の国内適用を通じた法律アドバイスの提供が法律実務において重要となる。そのため、国際人権法を注料大学院時代から学修すべきである。 ない、国際のは個人通報制度への対応も卑緊の課題となるであろうから、国際法の解釈、特に人権条約に関する幅広い判例法の理解を確まえた現実問題への対応が実務表としても不可欠のものとなっている。そ後、国際的な国権にい対の法の理解を確まえた現実問題への対応が実務表もしていくことが我が国にとっては必要である。我が国の法律分野における国際的地位を高めるためにも、国際人権法への理解は必須である。 (4) 新司法試験における選択科目中において本科目の選択者が少数にとどまっていることについては、国際の法は英語が必要だという誤った印象があるのも一因であると思われる。よって、出題範囲は日本語解決を表しままれる。よって、出語範囲は日本語	改正の必要はな 今回, 1条の8科目の改正が必要ないと聞いて 安心しました。一時, 国際法がなくなるとの噂がありまい。国際関係法をしたが, それは時代に逆行していると 思いましたので, コメントしています。存続すべきであ 世の中はグロバリゼーションの時代です。 るに 世の中はグロバリゼーションの時代です。 国際法が必修になるのは分かりますが, なくすのは絶対やめてほしいと思います。	者法を追加す ■意見の趣旨■ 司法試験選択科目として「消費者法」を追加すべきである。 ■意見の理由■ 私は消費者事件を多く扱う弁護士であるが、消費者被害からの教済に務める者として、意見を述べる。 私は消費者事件を多く扱う弁護士であるが、消費者被害からの教済に務める者として、意見を述べる。 別費者事件に対応できる法律家が生み出されるべきであり、選択科目に「消費者法」が追加されることは 必須である。 と選択科目改正については、①実務的な重要性や社会におけるニーズ、②法科大学院における講座開設状況、③科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、④新司法試験の実施状況や出題内容の独自性、 ③司法修習の状況などを総合的に考慮することとされているが、以下のとおり、消費者法はこれらをすべて満たしている。 3(1) 消費者庁・消費者委員会が9月に発足し、消費者が主役となる社会への転換が実現されようとしている現在において、消費者法の実務的重要性は明らかである。 1(2) また銀好料になっていないにもかかわらず、消費者法を講座として設置していない法科大学院はほとんどない状況であり、学生の関心も極めて高い。 はとんどない状況であり、学生の関心も極めて高い。 はとんどない状況であり、学生の関心も極めて高い。 しまんとないば知であり、学生の関心も極めて高い。 しまたとないないにも、消費者庁に移管ないし共管とされている下記法律を取りあえずのペースと考えることが可能であり、出額範囲中も開産となる。 - スと考えることが可能であり、出額範囲中も開産となる。
1-7	- 		改い存ん	深く

高 ①景表法,②JAS法,③食品衛生法,④健康増進法,⑤家庭用品品質表示法,⑥住宅品確法,⑦特 定預託契約法,⑧特定商取引法,⑨特定電子メール適正化法,⑩資金業法,⑪割賦販売法,⑪宅地建 物取引業法,⑬旅行業法,⑭食品安全基本法,⑯消費生活用製品安全法,⑯有害物質規制法,⑪国民 生活安定緊急措置法,⑱消費者基本法,⑯消費者契約法,⑩個人情報の保護に関する法律,21 無限連 鎖講防止法,22 電子消費者契約法,23 金融商品販売法,24 出資法,25 国民生活センター法,26 製造 物責任法,27 公益通報者保護法など (4) 出題内容の独自性についても,消費者側からの視点で事案を捉えて被害救済のための立論を行うと いう出題が様々な分野で考えられるのであって,十分独自性は確保される。 (5) 司法修習においても,司法研修所や実務研修などで,実際に消費者法は取り扱われている。 4 以上のとおりであるから,「消費者法」が直ちに選択科目として追加されるべきである。	消費者法を追加す <意見の趣旨> ペきである。 司法試験選択科目として「消費者法」は、法曹実務家としての資質、能力を判定するためには、必要不可 欠の科目であり、司法試験科目として追加すべきである。	第司法試験制度においては,市民のニーズに応える法曹の養成を通じて,市民に身近な司法を実現す新司法試験制度においては,市民のニーズに応える法曹の養成を通じて,市民に身近な司法を実現すめの前提となる制度であり,日常的に発生する消費者事件に対応できる法律家を多数,生み出すため、選択科目として「消費者法」が追加されることは必要不可欠である。 選択科目として「消費者法」が追加されることは必要不可欠である。 選択科目及正については,「①実務的な重要性や社会におけるニーズ,②法科大学院における講座、決況,③科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、④新司法試験の実施状況や出題内容の性、況 0.3 日については、1.4 日本年の日に、1.4 日本年の日に消費者庁及び消費者委員会が発足し、消費者が主役となる社会への転換が実現されようしている現在において、消費者法の実務的重要性はますます高まっているし、我が国の社会経済上の要な役割は明らかである。	講記 可 団 所 は は は は は な な な な な な が に な の の の の の の の の の の の の の	(4) 一型工作 に作から「日本消費者法学会」も発足し、学術的にもその学問分野の独自性が強く主張されており (昨年の同学会のシンポジウムのテーマは「消費者法のアイデンティティ」であった。), 司法試験委員会が問題にする民法改正の可能性や改正議論を踏まえても、依然として「消費者法」の独自性や重要性は失われない。かえって、仮に消費者契約法に規定されている不実告知等のルールが民法の取り込まれたとしても、その考え方や法律上の理論については、これまで「消費者法」の分野で議論されていきたものを基礎として展開されるものであり,「消費者法」の学問分野で議論されていきたものを基礎として展開されるものであり,「消費者法」の学問分野で議論されて
	16 弁護士			

ことはない。 の分野で扱われてきた民事社の論点を取り込むのは、事実上、不可能であり、別な科目として設定しなの分野で扱われてきた民事社の論点を取り込むのは、事実上、不可能であり、別な科目として設定しなければ、仮に民法に消費者法的なルールが取り込まれたとしても、司法試験において民事系の科目で取り上げることは難しい。 (6) そして、出題内容の独自性についても、消費者側からの視点で事案を捉えて被害救済のための立論を行うという出題が様々な分野で考えられるのであって、十分独自性は確保される。 (7) 司法修習においても、司法研修所や実務研修などで、実際に消費者法は取り扱われているし、裁判官研修においても既に一昨年から「消費者法」に関わる裁判官研修が実施されている。 研修においても既に一昨年から「消費者法」に関わる裁判官研修が実施されている。	改正の必要はな 平成21年9月18日付けの司法試験法施行規則第1条(新司法計験の論文式による筆記試験の選択科目) い。国際関係法(公の改正に関する意見募集に関して、平成21年10月9日の国際法学会理事会の決定に基づき、下記のよう存続すべきである1. 今回司法試験法施行規則第1条の改正の必要はないとする司法試験表責会の結論を支持する。	消費者法を追加す [意見の趣旨] 「は 由
	17 団体 (国際法学会)	十 灣 朱

<u>ε</u> 4	消費者法を追加す 第1 意見の趣旨 ベきである。 司法院職題材料目として「消費者法」を追加すべきである。 司法院職題材料目として「消費者法」を追加すべきである。 明力 前
	1 9 禁

(3) 消費者法は法曹として実際に仕事をするについて、不可欠な法領域になっている。それは、消費者の 被害教育という観点からだけでなく、広く企業がコンプライアンス経営を行うないことがとことが必要とわる現 点である。日本弁護士通子が、社会保護などと並んで、毎回「消費者同盟関係の 消費者に関する高考が複数結構さいて、2、14、4、4年間では理慮されている消費者同盟国係 は、多数の弁護士が所属し、社会的にも多様で意義のある活動を構織している。 は、多数の弁護士が所属し、社会的にも多様で意義のある活動を構織している。 は、多数の弁護士が所属し、社会的にも多様で意義のある活動を構織している。 は、本学では平成21年度、20名を超える所は本が指揮者法に発揮者問題をお水、業務として取扱いと考えている者が多数いる。自らの法曹後を具体的にイメージできの原生が、そのを留を持ていている。 は、本学では平成21年度、20名を超える院生が消費者といるののと は、本学では平成21年度、20名を超える院生が消費者を選択している。 ののというを関係がある。被害教育という観点が教育機関としての役割を果たりに担いるの。 は、本学では平成21年度、20名を超えが発生ともに、その被害の未然的止める。 のもいうを関係を請求するなど、民事なとしてい。消費者とは、その核害の未然的市したり、損害賠償を請求するなど、現まなといる。 のの活用が問題となる。一方で、被害教育という観点が大きがは、14年的の活用が自動となる。一方で、被害教育といては、その音味で、消費者を放けて、14年ののの活用が開始となる。一方で、被害の多なを超えるがは、14年の音に、14年を関係である。また、消費者をのとののより、確広い、消費者法にかかわる学問的研究を目指して、平成20年に消費者法学会が設立され、300名を超える所生が目標とは自習をする環境は十分にも、平成20年に消費者法を与がで、14り顕著になるものに のはまず目望をする環境は十分に整っている。実た、多数の消費者法を再攻する研究者や実務家が対。 のの数要を施に障害はために障害を提供することにも問題はない。消費者法を専攻する研究者や実務家が対。 かつ必要であると考える次第である。	改正の必要はな 表記の件に関しまして国際関係法(公法)の存続を以下の理由により求めます。 い。国際関係法(公 [理由] 法系)を存続する 今日,国連海洋法条約の実施措置に伴う排他的経済水域設置に関する法律の制定や領海法の改正等,国際さである。 条約の国内的実施の観点から国際公法の知識は国内各分野ごとの法制度の定立実施の観点から必須です。同様の例は,国内裁判における国際入権規約の援用の例や,WTO ルールの適用による一部酒類の価格規制等にまである。 (本で及んでいることは周知のとおりです。このように国際法と国内法との相互浸透とでもよぶべき現象にまで及んでいることは周知のとおりです。このように国際法と国内法との相互浸透とでもよぶべき現象に選び、国際法に関する知識は必要な分野であると思われます。そのような次第で,国際関係法(公法)の学習は司法試験制度にとっても必要なものであると考えるものであります。	改正の必要はな 「規則第1条について、今回は改正の必要はない」という御判断ですが、特に国際関係法(公法系)についる要はな さまして、司法試験委員会の委員の諸先生の御見識に敬服いたします。受験者数が少ないということと、日 比系)を存続すべ 本の将来の法曹育成にとって必要でないかということとは別の問題であり、後者の観点からは、国内実定法 きであるが、出題 でも国際条約との関係がますます緊密化している現在、国際条約をふくむ国際法についての基本的な理解は、分野を事前に公表 国境をまたがる私人間あるいは私人と国家の法的諸関係についての法廷の議論を適正な水準に維持するためするなど工夫すべ に不可欠であろうと思います。国際的感覚をもった法曹の養成を通じて、日本の国内裁判所の議論の国際法さである。 的な質が向上すれば、外国の裁判実務の中で日本の判例が注視されるようになり、それだけ日本の法的情報きである。 の発信能力や日本の法制度への諸外国の理解度が高まり、ひいては日本の将来的な国益の増進にも、繋がるものと確信します。
	大学関係者	大学関係者
	2 3	4

安験者が少ないのは、恐らく国際法の分野が多岐にわたることからくる勉強のしにくさに根本的な問題があるかと存じます。出題範囲については既に国際人権法及び国際経済法に関して国際法の一般的な講義で扱われる範囲という形での見直しをしていただきましたが、法科大学院における講義科目としてはこれらがその主主残されており、司法財験受験者からみれば、全部を有していないと不安が残るでしまう。加えて、国際法の資料によるをの事ますが、ないないとなる国際判例ですら英文を発展せざるをえないというのが実情です。現在基本的国際判例の翻訳が進められていますが、なお若干の時間を要する段略です。それのえ判例資料としては国内判例や要約形の国際判例によらざるを得ません。とても外国の国政学は同時制の報告による。それによりさるを得ません。とても外国の国政学の国際判例の主義によるといる受験者にとって、いわゆる事例問題形式の出層はかなりの無理を要求することになります。最近他でいる受験者による制約も大きく、また最高裁判所による法解釈の有権的な確定というに、いわらな事の問題形式の出層はかなりの無理を要求することになります。最近ないます。例えば、事例問題の出題が大きな、ある程度の改善は区れますが、国内裁判と異なり、国際判別による制約も大きく、また最高裁判所による法解釈の有権的な確定ということもありません。と、その問題の出題分野(例えば国際人権法、海洋区の対策を定ということがもなりにながあるように思います。自然との分野では一つの分野では国際法の申の分野を表することが考えられるように思います。もちろ小事の関係はも独立に、国際法のははいます。とうした上で、二間の内の事例問題以外の問題は、事項問題を国際法理論の理解度を確認するために工夫して出題することが考えられてもよったと	法と経済学を追加 1 意見 司法試験委員会は、新司法試験における論文式筆記試験の科目のうちの専門的な法律の分野に関する科目 事に対数の8 科目を定めた司法試験が施行規則第 1 条について、標記文書で「今回は改正の必 環状ない」ともれました。 「かったがら、司法試験委員会における選択科目の見直しに当たり踏まえるべき観点を示した下記の「検 計基準」に照らせば、法と経済学は新たに追加する選択科目の有力候補であると考えます。 「検討基準」等に基づき、さらに調査・検討を頂くことを強く望みます。 10 班務省が意具舞集を公示した WEB サイトには、「検討基準関係資料」として閣議決定文書(規制改 本権進のための3か年(改定)」2008年3月25日)が掲載されています。ここには司法試験委員 員会における選択科目の見直しに当たので、新日25日)が掲載されています。ここには司法試験委員 は、公とは、発出を経済学(は新たった、「科目としての範囲の明確性を多素は、 表をし、対策とを経済学(は新たった、WEB サイトには、「検討基準関係資料」として閣議決定文書(規制改 事権進のための3か年(改定)」2008年3月25日)が掲載されています。ここには司法試験を 見録における選択各の関係にのの間を表す違し、社会における法サービス需要に的確に応 えるというが示されています。 また、公開された議事録(規制改革会議第20回法務・資格 TF(2008年12月12日))にも、 また、公開された議事録(規制改革会議第20回法務・資格 TF(2008年12月12日))にも、 というが示えれています。 また、公開された議事録。(規制改革会議第20回法務・資格 TF(2008年12月12日))にも、 は対応できまかに確しての範囲の開催性、他系化、護権化がなおける法サービス需要にの関係。 サービン需要との関係。それらの便拠、③独目に試験により対解、当例等を検索して配置してその習得を は対応できない理由の有無、必要に応じて関連法合、文献、判例等を検索して配置してその習得を 規切することの社会的、国家的な意味での必要性、有相性、汎用性等に関する判定、社会におたって
	田 (((((((((((((((((((
	2 2 2

には調べている。 要た 重し 10 JIII 7 言語 美卓 討は実

的有用性

路べきき それをB ・追加す

え選

靐

닏

2

(木林

で解す -のさかき 審てん留

のはや る文性 きし要

難にるに

,益ま 導法言単用で通て入制うな性は利い 権替はろ有)共れす がび後め法す 素及涵 要旨を の趣力 論法能

や能験と 数考試報 件思で情 訟的えな 訴理う益 た論た有

すだ, せん。 **豊穣**在 よす。 ころの 2 重 5205 とは、有用性が高いことの証ではありますべきとする理由には、直ちにはなりまがその実定法分野を自主的に勉強する

すどが用るの活性 さらに、耐流した「法と額済学は、メンドロジー、つまり、 あえるに当たっての7 る力を必要した「光さんでなどを発展を開展して、1000年で、 ありまめで表しました。 を発見です。 のみならず、 を発見のに関に評価に発揮できます。 のみならず、 を発展でかなりの最低に解析の等ます。 に対すして、 が発展であるりの最低に関する解析論の能力は、第三者から見ても、その限り版 なるならず、 がよったという情報は、 がまるが、 がるが、 がるがを変異すし、 がまるが、 がるがを変異する。 がまるがを変異すし、 が、 がるがを変異する。 がまるが、 がるを変異なで、 がまるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がまるが、 がまるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がるが、 がまるが、 は 、 がるが、 がるが、 は 、 がまるが、 は 、 がまるが、 は 、 がまるが、 は 、 がまるが、 は 、 がまが、 がるが、 がまるが、 は 、 がまが、 がるが、 は 、 がまが、 がるが、 がまるが、 は 、 がまが、 がるが、 がまが、 提て門・示も家汎 をし専性

だよ躍

掴りで

IJ

∘≣

がまう

抜いと術えい 的す期 i進月歩の技 Eが低いとい 逼ま短 事項」) 着りに イが、かめ、

→ ₩ か権 、科目の御指

Y5

| | で | で | (対 | (対 法法三 [問的な》 |対でき |扱う。(国)

をど効こな 実の迅をは定諸連後に

るに あ野 で分 目律 るが。 一年7

6 大 思 家 格	関する科目』に該当すると思わます。 と確落学には、原理的ではないない。 となわると思すると思わます。 とは、ないると、毎年間の方式を見います。 とは、ないると、毎年間の方式を見います。 とは、ないると、毎年間の方式を開発としていると、日本では、これであっていると、近年にあるとのではあります。 した、などを高が学には、原理的にはて続かが得分呼に通底するにていると、理解する方式をとませるという。 あたいる。 などを高が学には、原理的にはて続かが得分呼に通底するに、するという。 などを高が学には、原理的にはて続かがます。 は、経験があります。 は、と 超分学に通味することに、は、 2000 に 200 に	改正の必要はな 司法試験施行規則第1条について,今回は改正の必要はないとの考えに賛同する。

とれ以外の国際取り依は性真の異なる依方野でめり,1件目によどめることには無理があ 意見】 引法をも含めて「国際関係法(私法系)」として存続するのであれば,国際取引法の範囲を除き,国際売買と国際運送に関する,日本において実定法としての効力を有する法令(きである。	9 大学関係者 及 正 の 必 要 は な 【 主位 的 い。 国際関係法 (私 下 国際	約に関する幅広い判例法の理解を踏まえた現実問題への対処が実務家としても不可欠のものとなってい。
び正の必要はな 【主位的意見】 い。国際関係法(私 「国際関係法(私法系)」は名称を「国際私法」と変更して存続すべきである。「国際私法」の比。国際関係法(社)、狭義の国際私法(民法と会社法の渉外実質法規定を含む)と国際民事手続法(国際倒産法は除きであるが、出題 定する。		 職士活動の一環として、国際機関や途上国における人権活動への実務法曹の貢献も行われていが国の法曹として人権や法の支配の理念をアジア諸国との間で共有していくことが必要である。合に、国際法の理解は不可欠である。 合に、国際法の理解は不可欠である。 司法試験における選択科目中に選択者が少数であるのは、出題範囲が広いという印象があるのあると思われる。ある程度、出題範囲を絞るのがよいと思われる。 (1) を表して生活しており、消費者法は最も国民に身近な法律です。 (2) を表して生活しており、消費者法は最も国民に身近な法律です。 (3) があいます。 (4) があいたいで、体系化も図られています。 (4) がらずれば理解してくいことだと思います。 (5) を表しているが試験科目に入らず、企業法務系の科目が入っていることは、いめらすれば理解しにくいことだと思います。 (5) を生活を発表を養成するという司法改革の理念にしたがえば、消費者法が司法試験科目とな国民に身近な法律家を養成するという司法改革の理念にしたがえば、消費者法が司法試験科目とな国民にとっては当然のことといえるのではないでしょうか。 (4) を表した、可法改革の理念にしたがえば、消費者法が司法試験科目と対国民にとっては当然のことといえるのではないでしょうか。 (5) を非とも必要だと考えます。 (5) をはは、司法試験科目に消費者法を加えていただくことが是非とも必要だと考えます。 (6) を表すます。
8 大学関係者 改正の必要 はな 「今回は改正の必要はない」との意見に賛成します。とりわけ、国際関係法(公法系)について法系)を存続すべき問題係法(公 経済法を出題範囲とすることを含め、現状を維持すべきと考えます。 法系)を存続すべ とかる。 ひ 正の 必要 はな 【主位的意見】 い。国際関係法(私法系)」は名称を「国際私法」と変更して存続すべきである。「国際関係法(の 法系)を存続すべ は、狭義の国際私法(民法と会社法の渉外実質法規定を含む)と国際民事手続法(国際倒産法は除さった。 第一	8 大学関係者 改 正 の 必 要 は な 「今回は改正の必要はない」との意見に賛成します。とりわけ,国際関係法(公法系)についい。国際関係法(公 経済法を出題範囲とすることを含め,現状を維持すべきと考えます。 法系)を存続すべ きである。	(4) 事業士活動の一環として、国際機関や途上国における人権活動への実務法曹の貢献も行われていて我が国の法曹として人権や法の支配の理念をアジア諸国との間で共有していくことが必要であるの場合に、国際法の理解は不可欠である。 (5) 新司法試験における選択科目中に選択者が少数であるのは、出題範囲が広いという印象があるの及のであると思われる。ある程度、出題範囲を絞るのがよいと思われる。ある程度、出題範囲を絞るのがよいと思われる。 ある程度、出題範囲を絞るのがよいと思われる。 は、
6 国民の生活に最も密着した消費者法が試験科目に入らず、企業法務系の科目が入っていることの視点からすれば理解しにくいことだと思います。 国民に身近な法律家を養成するという司法改革の理念にしたがえば、消費者法が司法試験科目 とは、国民にとっては当然のことといえるのではないでしょうか。 以上の理由から、私は、司法財験科目に消費者法を加えていただくことが是非とも必要だと考え法系)を存続すべ 送来)を存続すべ きである。 女正の必要はな「全回は改正の必要はない」との意見に賛成します。とりわけ、国際関係法(公法系)について さである。 故正の必要はな「主位的意見」 、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	6 国民の生活に最も密着した消費者法が試験科目に入らず、企業法務系の科目が入っていることは、の視点からすれば理解したくいことだと思います。 国民に身近な法律家を養成するという司法改革の理念にしたがえば、消費者法が司法試験科目となとは、国民にとっては当然のことといえるのではないでしょうか。以上の理由から、私は、司法試験科目に消費者法を加えていただくことが是非とも必要だと考えます。い。国際関係法(公 経済法を出題範囲とすることを含め、現状を維持すべきと考えます。 きである。	(4) 予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(意見の理由) 1 マイでの人は消費者として生活しておい、消費者法は最も国民に身近な法律です。 2 マオから、「中での人は消費者として生活しておい、「海難者はは最も国民に身近な法律です。 3 消費者法は、労働法と同じく民法の特別法であり、民法の規係を制定を指費者保護の知識といえます。 1 レイいくのかという、特別法を理解する上での基本的な解釈手法を、消費者法の学習により得る ます。 3 利益者も複数出版されていて、体系化も図られています。 1 一年の一年の担任のより、1 日本の人にいる。 2 日本の人には、1 日本の人にいる。 2 日本の人には、1 日本の人の人には、1 日本の人には、1	[意見の理由]	する幅広い判例法の理解を踏まえた現美問題への对処か美務家としても个り欠のものとなっ

	—————————————————————————————————————	iso, 信用状統一規則がその中心的な内容と予想される。しかし,これはかなり技術的な性質の強い規定も 8く含むものなので,これが基礎的知識とは言えないと思われる。
30 その他 (個人)	以 正 の 心 の の の の の の の の の の の の の	1. 今日の世界各領域におけるグローベリゼーションと市民生活の国際化が顕著であることにかんがみ、我が国法書資格付与のための都司法試験の選択科目のひとつとして国際関係法(公法系)及び 国際関係法(私法系)の2 科目が規定されていますことは至当であり、今後とも両科目が維持されるよう強く要望申し上げます。 2. 特に国際関係法(公法系)の科目につきましては、これまで同科目の受験者数が他の科目に比し非常によがに国際関係法(公法系)の科目につきましては、国際法、国際人権法、国際経済法の3 科目にわたることがには、同科目の対象範囲が、国際法、国際人権法、国際経済法の3 科目にわたることが開記されているため、付储的趣旨説明の中で国際法の基本知識を問うのみとの注記はなされていますのの、関心を有する受験生に対し、同科目受験準備のためには、これら3 科目の完全マスターが必須とのいり、関心を有する受験生に対し、同科目受験準備のためには、これら3 科目の完全マスターが必須をのの)、関心を有する受験生に対し、同科目受験準備のためには、これら3 科目の完全マスターが必須、ます。 1. 我が国司法裁判のこれまでの判例において、国際法、国際人権法に関する理解が不十分との批判的見方が離者よりなされており、さらに今後国際人権条約の個人通報制度が現実化する可能性もあり、我が国裁は首を含む注集の国際法に関する知識に益々必要となってきています。よって、我が国法権有病のためには、法会社注集の関係法に関する知識に益々必要となってきています。よって、我が国法書有成のためには、完全されまの国際法に関係を含むが近づであると考えますので、上記2. についての御検討を強く要望いたします。